

日 薬 業 発 第 202 号
令 和 2 年 7 月 16 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和2年7月豪雨により被災した組合員等に係る
一部負担金等の徴収の猶予等について（要請及び意向確認）

標記について、財務省主計局給与共済課長から別添のとおり連絡がありました
のでお知らせいたします。

共済組合における令和2年7月豪雨による被災者の一部負担金等の徴収猶予及
び減免等を行うことについては、令和2年7月15日付け日薬業発第197号にてお知
らせしたところですが、今般、財務省では共済組合に対して一部負担金等の徴収の
猶予を要請するとともに、その意向確認を行っているとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、
お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。



事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 14 日

日本薬剤師会会長 殿

財務省主計局給与共済課長

齋 須 朋 之

令和 2 年 7 月豪雨により被災した組合員等に係る一部負担金等
の徴収の猶予等について（要請及び意向確認）

標記の件について、別添のとおり各共済組合に通知しましたので了知願います。
なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしくお願いします。

事務連絡
令和2年7月14日

各共済組合担当課長 殿

財務省主計局給与共済課長
斎 須 朋 之

令和2年7月豪雨により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請及び意向確認）

令和2年7月豪雨で被災した組合員及びその被扶養者の保険医療機関等での一部負担金等の取扱いについては、被害の甚大な状況に鑑み、下記のとおり徴収を猶予（減免）していただくよう要請いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 徴収を猶予（減免）する一部負担金等の範囲

保険医療機関等での以下の一部負担金等の支払いは、組合員及び被扶養者から保険医療機関等への直接の支払いに代えて、共済組合が保険医療機関等に支払うとともに、共済組合が組合員から一部負担金等相当額を徴収する整理とし、その徴収を猶予（減免）いただきたいこと。

- ・ 一部負担金
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2. 対象者の要件

次の（1）及び（2）のいずれにも該当する者であること。

- （1）令和2年7月豪雨に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の組合員及び被扶養者であること。
- （2）令和2年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
 - ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③主たる生計維持者の行方が不明である旨

④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

3. 取扱いの期間

一部負担金等の徴収の猶予については、当面、令和2年10月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、令和2年10月末日まで徴収を猶予いただきたいこと。

4. 意向確認

貴共済組合における一部負担金の徴収猶予や減免の実施の意向について、別紙「意向調査票」により回答をお願いいたします。

なお、別紙「意向調査票」にも記載していますが、一部負担金の徴収猶予を実施すると回答頂いた共済組合については、令和2年7月豪雨により被災した組合員及び被扶養者が保険医療機関にかかった際に混乱を招かないよう、今後、一部負担金等の支払いの猶予の対象となる医療保険者として、全国の保険医療機関等に対して共済組合名を周知させていただくことも予定しておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

報告期限については、令和2年7月15日までとしますが、意向が確定次第、速やかにご報告をお願いします。

意向調査票

組合名	共済組合
-----	------

(回答にあたっての留意事項)

○回答期限は令和2年7月15日(水)まで(可能な限り速やかに)となります。

○青いセルは必要事項を入力し、黄色のセルはリストから該当の番号を選択してください。

問1

貴共済組合に今回の令和2年7月豪雨により被災した組合員及び被扶養者はいらっしゃいますか。

①いる ②いない ③把握していない

回答	
----	--

問2

今回の令和2年7月豪雨により被災した組合員及び被扶養者の一部負担金等の徴収の猶予の要請を踏まえ、当該措置を実施しますか。

①実施する ②実施しない

回答	
----	--

問3

令和2年7月豪雨により被災した組合員及び被扶養者の一部負担金等の減免を実施しますか。

①猶予を行った上で実施する ②実施しない予定(検討中を含む)

回答	
----	--

【必ずお読みください】

- ・問2の回答で①を選択された共済組合につきましては、今回の令和2年7月豪雨により被災した組合員及び被扶養者が医療機関にかかった際に混乱を招かないよう、全国の保険医療機関に対して事務連絡等で一部負担金等の徴収の猶予の対象となる医療保険者として周知させていただくことも予定しております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・問2の対応方針が決定していない共済組合は、方針決定後、速やかに回答してください。

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 13 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について
(要請及び意向確認)

令和 2 年 7 月豪雨で被災した方々の保険医療機関等での一部負担金等の取扱いについては、「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」(令和 2 年 7 月 4 日付け保険局保険課事務連絡)において、現行法の取扱いをお示したところですが、被害の甚大な状況に鑑み、下記のとおり一部負担金等の徴収を猶予(減免)していただくよう要請しますので、よろしくお取り計らい願います。

また、保険料の納付期限の延長や納付猶予の実施についても、引き続き御検討いただくようお願い申し上げます。

記

1. 徴収を猶予(減免)する一部負担金等の範囲

保険医療機関等での以下の一部負担金等の支払いは、保険医療機関等への支払いに代えて、保険者が被保険者から直接徴収する整理とし、その徴収を猶予(減免)いただきたいこと。

- ・一部負担金
- ・保険外併用療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)
- ・訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・家族療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)
- ・家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2. 対象者の要件

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

- (1) 令和 2 年 7 月豪雨に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村に住所を有する(災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。)健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の被保険者又は被扶養者であること。

- (2) 令和 2 年 7 月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

3. 取扱いの期間

一部負担金等の徴収の猶予については、当面、令和2年10月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、令和2年10月末日まで徴収を猶予いただきたいこと。

4. 意向確認

貴健康保険組合における一部負担金の徴収猶予や減免、保険料納付期限の延長、納付猶予の実施の意向について、別紙「意向調査票」により回答をお願いします。

なお、別紙「意向調査票」にも記載していますが、一部負担金の徴収猶予を実施すると回答頂いた健康保険組合については、令和2年7月豪雨により被災した被保険者が保険医療機関にかかった際に混乱を招かないよう、今後、一部負担金等の支払いの猶予の対象となる医療保険者として、全国の保険医療機関等に対して保険者名を周知させていただきますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

報告期限について、令和2年7月15日までとしますが、意向が確定次第、速やかに御報告をお願いします。

(参考)

◎ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抄）

（一部負担金の特例）

第七十五条の二 保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関又は保険薬局に第七十四条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。
- 三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保険者は、第七十四条第一項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療期間又は保険薬局に支払うをもって足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

3 前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

（家族療養費の額の特例）

第百十条の二 保険者は、第七十五条の二第一項に規定する被保険者の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において保険者が定めた割合とする措置を採ることができる。

2 前項に規定する被扶養者に係る前条第四項の適用については、同項中「家族療養費として被保険者に対し支給すべき額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」とする。この場合において、保険者は、当該支払をした額から家族療養費として被保険者に対し支給すべき額を控除した額をその被扶養者に係る被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

事務連絡
令和2年7月13日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請）

令和2年7月豪雨で被災した方々の保険医療機関等での一部負担金等の取扱いについては、「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和2年7月4日付け保険局保険課事務連絡）において、現行法の取扱いをお示ししたところですが、被害の甚大な状況に鑑み、下記のとおり一部負担金等の徴収を猶予（減免）していただくよう要請しますので、よろしくお取り計らい願います。

また、保険料の納付期限の延長や納付猶予の実施についても、引き続き御検討いただくようお願い申し上げます。

記

1. 徴収を猶予（減免）する一部負担金等の範囲

保険医療機関等での以下の一部負担金等の支払いは、保険医療機関等への支払いに代えて、保険者が被保険者から直接徴収する整理とし、その徴収を猶予（減免）いただきたいこと。

- ・ 一部負担金
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2. 対象者の要件

次の（1）及び（2）のいずれにも該当する者であること。

- （1）令和2年7月豪雨に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）健康保険法（大正11年法律第70号）又は船員保険法（昭和14年法律第73号）の被保険者又は被扶養者であること。

- （2）令和2年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

3. 取扱いの期間

一部負担金等の徴収の猶予については、当面、令和2年10月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、令和2年10月末日まで徴収を猶予いただきたいこと。

(参考)

◎ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抄）

（一部負担金の特例）

第七十五条の二 保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関又は保険薬局に第七十四条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。
- 三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保険者は、第七十四条第一項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療期間又は保険薬局に支払うをもって足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

3 前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

（家族療養費の額の特例）

第百十条の二 保険者は、第七十五条の二第一項に規定する被保険者の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において保険者が定めた割合とする措置を採ることができる。

2 前項に規定する被扶養者に係る前条第四項の適用については、同項中「家族療養費として被保険者に対し支給すべき額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」とする。この場合において、保険者は、当該支払をした額から家族療養費として被保険者に対し支給すべき額を控除した額をその被扶養者に係る被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

意向調査票

保険者番号	06	組合コード		組合名	健康保険組合
-------	----	-------	--	-----	--------

(回答にあたっての留意事項)

回答期限は令和2年7月15日(水)まで(可能な限り速やかに)となります。

- ① 青いセルは必要事項を入力し、黄色のセルはリストから該当の番号を選択してください。
- ② 保険者番号は、06以下を入力してください。

問1.

貴健康保険組合に今回の令和2年7月豪雨により被災した被保険者及び被扶養者はいらっしゃいますか。

- ① いる ② いない ③ 把握していない

回答

問2.

今回の令和2年7月豪雨により被災した被保険者及び被扶養者の一部負担金等の徴収の猶予の要請を踏まえ、当該措置を実施しますか。

- ① 実施する ② 実施しない

回答

問3.

令和2年7月豪雨により被災した被保険者及び被扶養者の一部負担金等の減免を実施しますか。

- ① 猶予を行った上で実施する ② 実施しない予定(検討中含む)

回答

(問4に続きます)

問 4.

令和 2 年 7 月豪雨により被災した事業所（事業主）等に係る健康保険料の納付期限の猶予を実施しますか。

①実施する ②実施しない予定（検討中含む）

回答

問 5.

令和 2 年 7 月豪雨により被災した事業所（事業主）等に係る健康保険料の納付期限の延長を実施しますか。

①実施する ②実施しない予定（検討中含む）

回答

<必ずお読みください>

①問 2 の回答で①を選択された健康保険組合につきましては、今回の令和 2 年 7 月豪雨により被災した被保険者及び被扶養者が医療機関にかかった際に混乱を招かないよう、全国の保険医療機関に対して、事務連絡等で一部負担金等の徴収の猶予の対象となる医療保険者として周知させていただきます。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

②問 2 の対応方針が決定していない組合は、方針決定後、速やかに回答してください。